

第4次四万十町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

2026(R8)年3月
四万十町

第1章 計画の背景

- 1. 地球温暖化に関する動向 P●
- 2. 国・高知県の動向 P●

第2章 計画の基本的事項

- 1. 計画の目的と位置づけ P●
- 2. 計画期間 P●
- 3. 計画の対象範囲 P●
- 4. これまでの取組状況 P●

第3章 温室効果ガス排出量の現状

- 1. 事務事業における温室効果ガスの排出状況 P●
- 2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況 P●

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

- 1. 事務事業編における温室効果ガスの削減目標 P●

第5章 目標達成に向けた取組

- 1. 徹底的な省エネルギーの推進 P●
- 2. 町有施設への再生可能エネルギーの導入拡大 P●
- 3. 移動の脱炭素化の推進 P●
- 4. 職員による環境マネジメントの推進 P●

第6章 計画の進捗管理

- 1. 進捗管理体制 P●
- 2. 進捗状況の公表 P●

第1章 計画の背景

1. 地球温暖化に関する動向

- ▶ 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015(H27)年にパリ協定が採択され、世界各国が世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することなどが合意されました。
- ▶ この実現に向けて、世界が取組を進めており、日本を含む計125か国1地域が2050年までのカーボンニュートラルを表明しています(2021(R3)年4月時点)。

2. 国・高知県の動向

●国の動向

- ▶ 2020(R2)年10月、国は2050(R32)年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。また、日本全体の温暖化対策計画である「地球温暖化対策計画」において、2030(R12)年度目標として2013(H25)年度比46%削減を掲げるなど、2050(R32)カーボンニュートラル実現に向けた取組を行っています。
- ▶ これを踏まえ、政府の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である「政府実行計画」において、以下の目標を設定しています。

2013(H25)年度を基準年度として、

- ▶ 2030(R12)年度に基準年度から50%削減
- ▶ 2035(R17)年度に基準年度から65%削減
- ▶ 2040(R22)年度に基準年度から79%削減

●高知県の動向

- ▶ 高知県は2011(H23)年3月に「高知県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、2016(H28)年、2021(R3)年に改定を重ねています。
- ▶ さらに、政府の目標設定(2013(H25)年度比で2030(R12)年度に50%削減)を踏まえ、2023(R5)年3月に高知県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を一部改定し、「本計画の削減目標の早期達成を目指すとともに、2013年度比50%削減の実現に向けて取組を進めていくこと」を明記するなどして、高知県庁の事務事業に関して温室効果ガスの排出量削減が進められています。

政府実行計画の見直しについて

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。(地球温暖化対策推進法第20条)
- 今回、2035年度に65%削減・2040年度に79%削減(それぞれ2013年度比)の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。[現行計画の2030年度50%削減(2013年度比)の直線的な経路として設定]
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電 ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。
✓ ハロアスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況(生産体制・施工方法の確立等)を踏まえて導入目標を検討する。
- 建築物の建築 ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
✓ 建築物の資材製造から解体(廃棄段階も含む。)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
※ ZEB Ready: 50%以上の省エネを回った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/LED ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達 ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再生電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。
- GX製品 ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。
※ GX製品: 製品単位の削減実績量や削減削減量が大きいもの、CFP(カーボンフットプリント)が小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制に係る取組を強化
- ✓ Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。
- ✓ 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
※ Scope 3 排出量: 直接排出量(Scope1)、エネルギー設置間接排出量(Scope2)以外のサプライチェーンにおける排出量

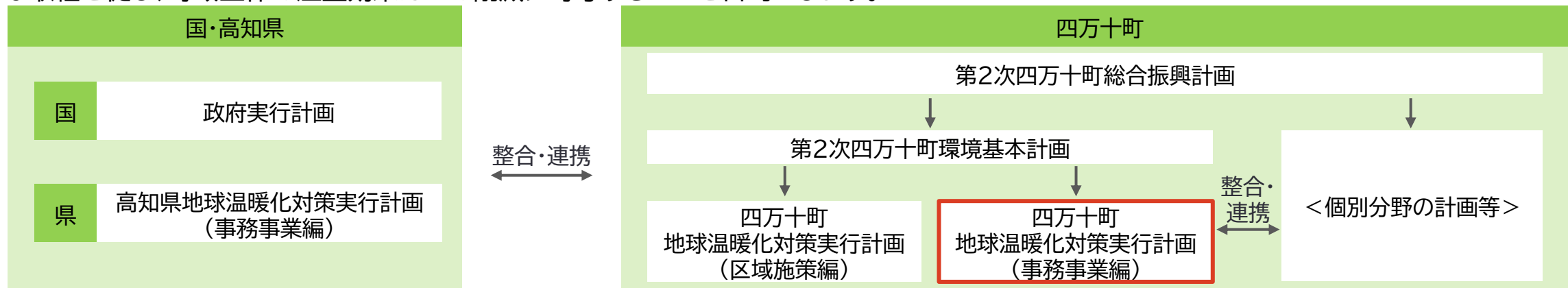
政府実行計画
(2025(R7)年2月18日閣議決定)

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的と位置づけ

- ▶ 今般、これまでの事務事業編の計画期間が満了したことから、「第4次四万十町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」へと改定します。
- ▶ 本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、地球温暖化対策推進法)に基づき、地方公共団体実行計画(事務事業編)として位置づけます。
※地球温暖化対策推進法では、地方公共団体に事務事業編の策定が義務付けられています。
- ▶ 国の2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言を念頭に、町は、環境への負荷を低減するため、町の事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図ります。また、町が率先して各種取組をすることで、町民・事業者等の自主的・積極的な取組を促し、町域全体の温室効果ガスの削減に寄与することを目的とします。

策定時期	計画名
2010(H22)年4月	四万十町地球温暖化対策実行計画
2015(H27)年12月	四万十町地球温暖化対策実行計画(改訂版)
2021(R3)年3月	第3次四万十町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
2026(R8)年●月	第4次四万十町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)



2. 計画期間

- ▶ 計画の基準年度は2024(R6)年度とし、計画の期間は2025(R7)年度から2030(R12)年度までの6年間とします。
- ▶ また、目標の達成状況や社会情勢等の変化に応じて、随時、計画の見直しを行います。

3. 計画の対象範囲

- ▶ 国のマニュアルに基づき、町が所有または管理し、事業に使用しているすべての施設及び設備を対象としますが、住居に伴う部分(町営住宅等)・指定管理者が所有する車両は対象外とします。
- ▶ また、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類の4物質を対象とします。

※ 地球温暖化対策推進法ではパーフルオロカーボン(PFC)とSF₆(六フッ化硫黄)を含めた6ガスが示されていますが、これらは、産業部門による排出が主であることから、本計画では上記4物質を対象とします。3

第2章 計画の基本的事項

4. これまでの取組状況:太陽光発電設備の導入状況

- ▶ 本町の町有施設について、1994(H6)年のきらら大正への太陽光発電設備導入をはじめとして、これまでに25カ所に合計498.3kWの太陽光発電設備を導入しています(2025(R7)年11月時点)。
- ▶ また、7カ所に蓄電池を導入し、発電した電力の効率的な活用・災害時の備えを進めています。

太陽光発電設備・蓄電池の導入状況

No	施設	太陽光発電設備 (kW)	蓄電池 (kW)	No	施設	太陽光発電設備 (kW)	蓄電池 (kW)
1	大正診療所	60.0	20.0	14	興津小学校	15.0	
2	窪川学校給食センター	50.0		15	七里小学校	10.0	
3	本庁舎	40.0		16	十和学校給食センター	10.0	
4	十和地域振興局	32.0	33.6	17	興津保育所	10.0	
5	大正地域振興局	31.8	31.2	18	ひかり保育所	10.0	
6	田野々小学校	30.2		19	昭和保育所	10.0	
7	大正中学校	30.0		20	小鳩保育所	10.0	
8	コンベンションホールきらら大正	20.8	40.0	21	十和高齢者生活支援ハウス(十和の里なごみ)	10.0	
9	農村環境改善センター	20.0	31.3	22	認定こども園たのの	8.0	
10	北ノ川小学校	20.0		23	四万十オートキャンプ場ウエル花夢	6.8	12.6
11	十和小学校	20.0		24	若井グリーンセンター	5.5	
12	クリーンセンター銀河	18.0		25	茂串雨水ポンプ場・防災倉庫	5.2	5.0
13	東又小学校	15.0					



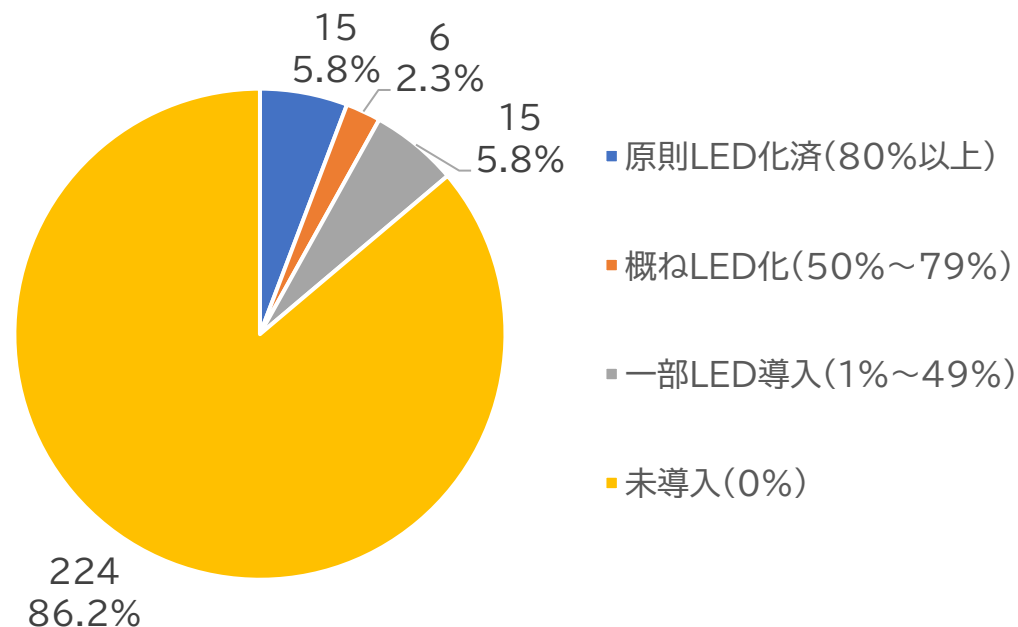
第2章 計画の基本的事項

4. これまでの取組状況:LED化・公用車の電動化の状況

- ▶ 町有施設の省エネ化の一環として照明のLED化を進めているものの、2024(R6)年度時点では大部分の照明がLED化されていないことから、今後も町有施設の省エネ化を進める必要があります。
- ▶ また、公用車の大半が電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)ではないことから、今後、更新のタイミング等で電動化を進める必要があります。

LED化の状況

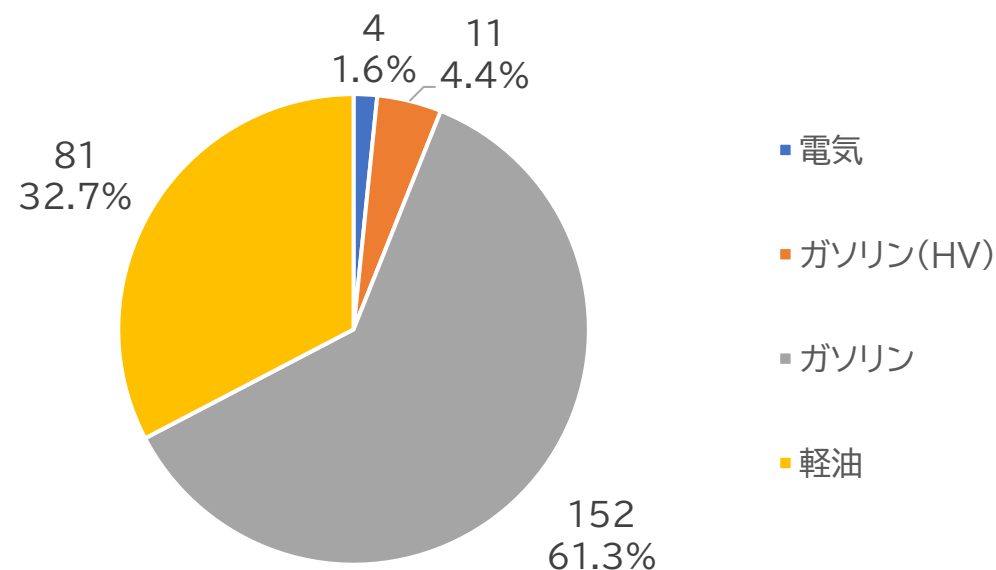
- ▶ 原則LED化済み(80%以上)が15施設(6%)、概ねLED化(50%~79%)が6施設(2%)、一部LED導入(1~49%)が15施設(6%)となっています。
- ▶ 一方、未導入(0%)の施設が224施設(86%)となっており、順次LED化を進める必要があります。



町有施設のLED化状況

公用車の電動化の状況

- ▶ 電動車としては電気自動車・ハイブリッド車があり、それぞれ4台・11台となっています。
- ▶ 引き続き、代替可能な公用車※について、更新等のタイミングで電動化を検討する必要があります。
※公用車には消防等に用いられる車両もあることから、車両の電動化の実現可能性も踏まえて検討が必要となります。



公用車の電動化状況

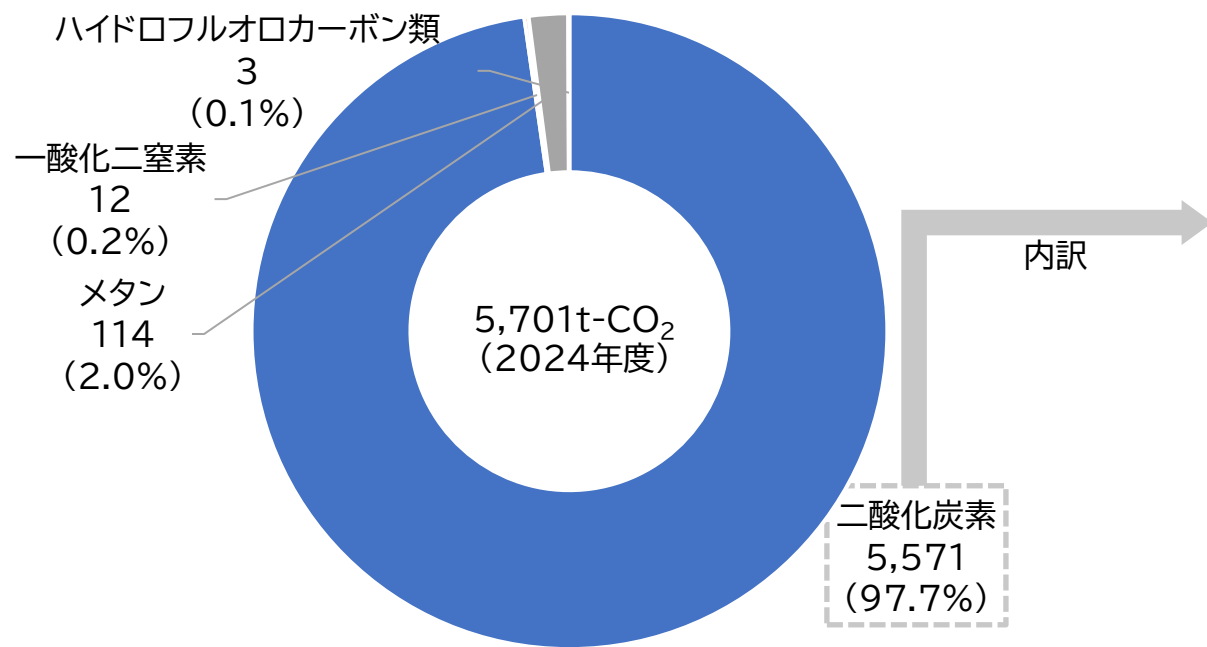
第3章 温室効果ガス排出量の現状

1. 事務事業における温室効果ガスの排出状況

- ▶ 環境省の「地方公共団体実行計画(事務事業編)算定・実施マニュアル」に準拠した方法で、本町の2024(R6)年度の事務事業にかかる温室効果ガス排出量を算定しました。

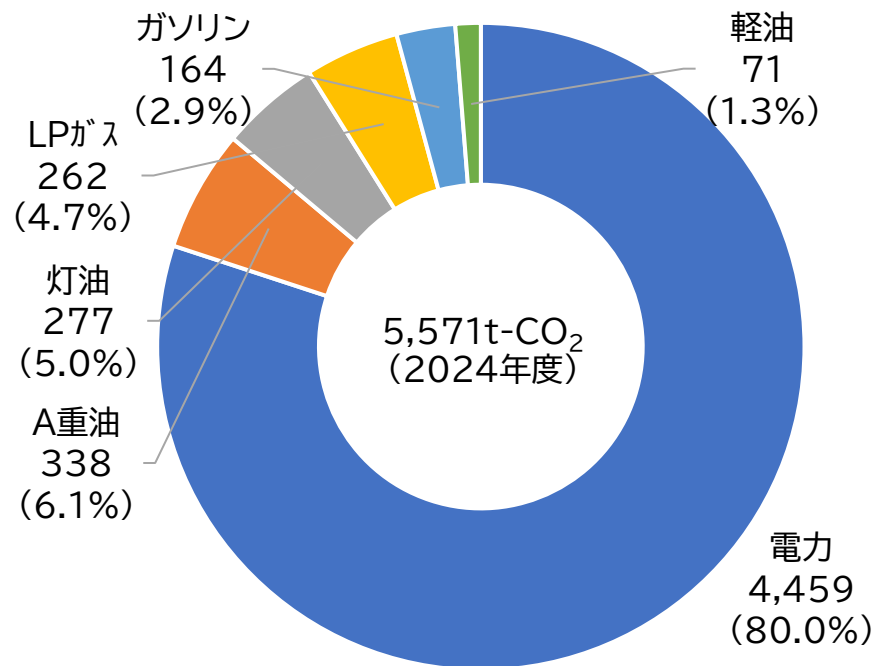
温室効果ガス排出量

- ▶ 2024(R6)年度の温室効果ガス排出量の合計は5,701t-CO₂となっています。
- ▶ うち、二酸化炭素による排出量が約98%を占めています。



二酸化炭素排出量の内訳

- ▶ 電力による排出が8割、次いでA重油が6.1%、灯油が5.0%となっています。
- ▶ 電力の脱炭素化を進めるとともに、A重油や灯油に関しては電化やLPガスへの代替など、燃料転換を進めていく必要があります。



※ メタン・一酸化二窒素:浄化槽処理や自動車の走行から排出されます。
※ ハイドロフルオロカーボン類:自動車のカーエアコンの使用により排出されます。

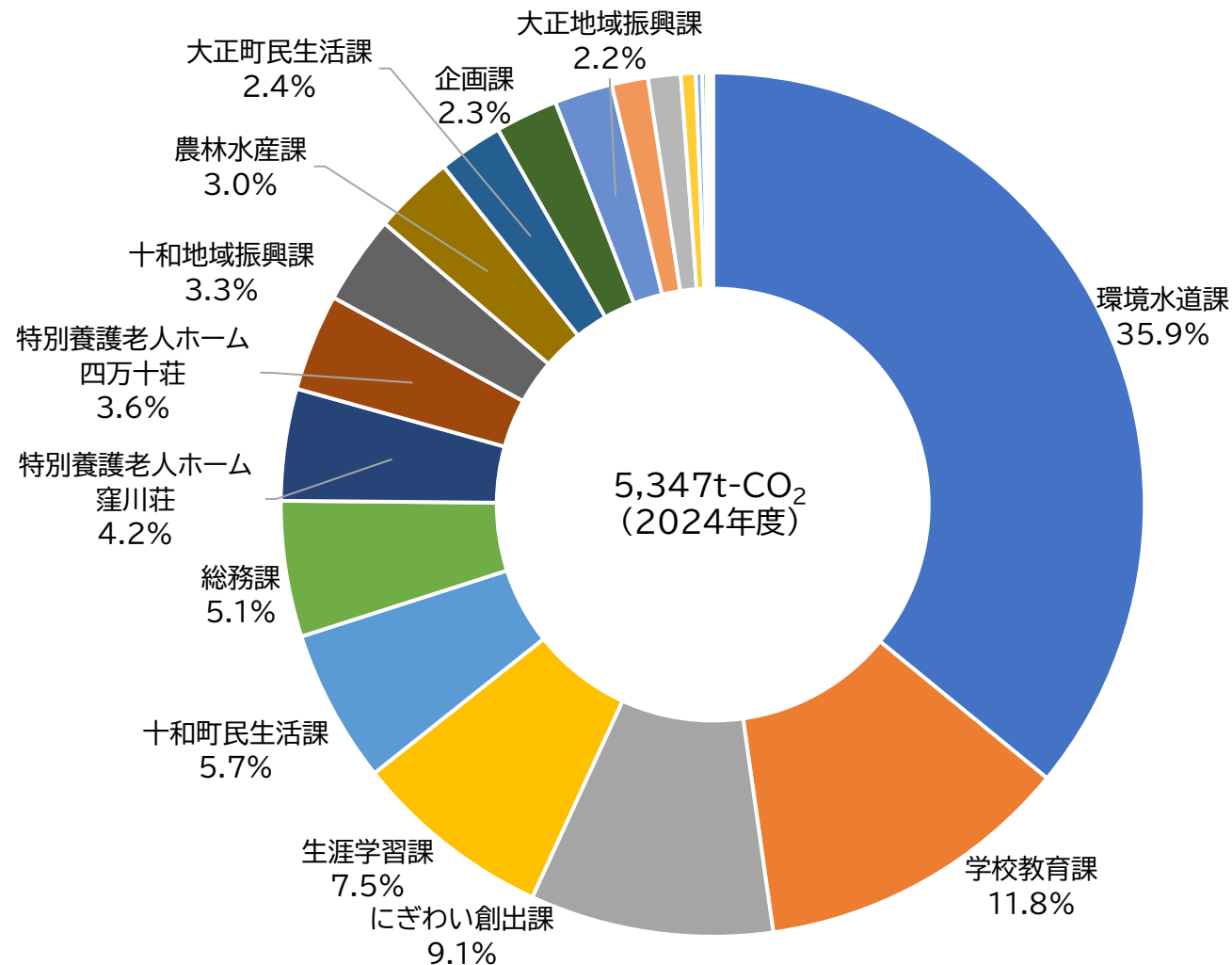
第3章 温室効果ガス排出量の現状

2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況

- ▶ 2024(R6)年度の町有施設からの排出量を課室別に整理すると、廃棄物処理施設や水道施設を所管する環境水道課が最も多く35.9%、次いで学校や給食センターを所管する学校教育課が11.8%、ゆとりーむを所管するにぎわい創出課が9.1%となっています。

※ 公用車からの排出は含みません。

課室別排出量(公用車除く) 



課室	排出量(t-CO ₂)	割合
環境水道課	1,920	35.9%
学校教育課	633	11.8%
にぎわい創出課	487	9.1%
生涯学習課	399	7.5%
十和町民生活課	307	5.7%
総務課	272	5.1%
特別養護老人ホーム窪川荘	223	4.2%
特別養護老人ホーム四万十荘	194	3.6%
十和地域振興課	178	3.3%
農林水産課	162	3.0%
大正町民生活課	130	2.4%
企画課	125	2.3%
大正地域振興課	116	2.2%
大正診療所	73	1.4%
高齢者支援課	65	1.2%
人材育成推進センター	30	0.6%
建設課	13	0.2%
危機管理課	9	0.2%
十和診療所	6	0.1%
町民課	6	0.1%
税務課	0	0.0%
健康福祉課	0	0.0%
会計管理室	0	0.0%
農業委員会	0	0.0%
議会事務局	0	0.0%
合計	5,347	100.0%

※表中の青いバーは排出量・使用量等の最大値で最も長く表示され、2番目以降は最大値に対する割合に対応した長さとなっています。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況(施設別まとめ)


- ▶ 2024(R6)年度の施設での温室効果ガス排出量、電力、灯油、A重油、LPガスそれぞれの使用量について、排出量・使用量の上位3施設を整理しました。
- ▶ 廃棄物処理施設であるクリーンセンター銀河では、温室効果ガス排出量や電力、灯油の使用量が多くなっています。
- ▶ ゆとりーむでは1施設で72.8%のA重油を、クリーンセンター銀河では1施設で53.7%の灯油を使用しています。

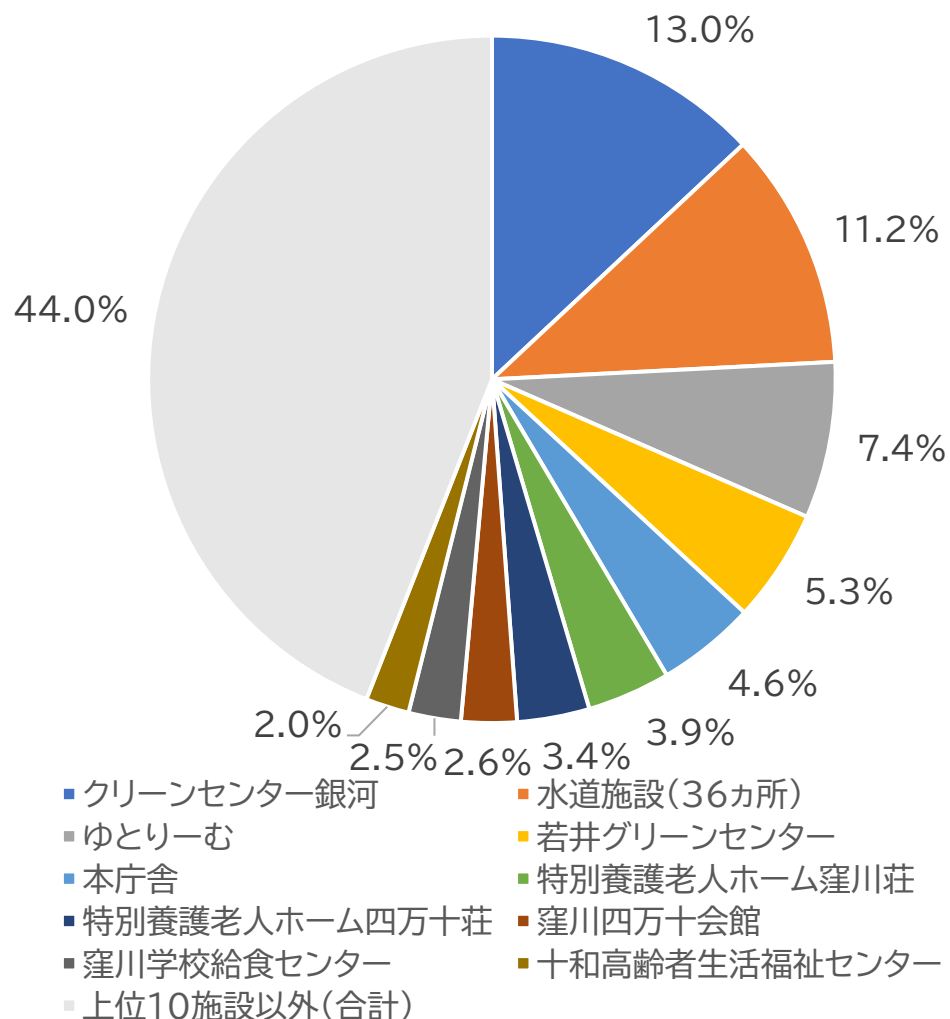
	施設名(各項目に占める割合)			二酸化炭素排出量に占める割合
	1	2	3	
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	クリーンセンター銀河 (13.0%)	水道施設(36箇所) (11.2%)	ゆとりーむ (7.4%)	-
電力使用量 (kWh)	クリーンセンター銀河 (17.9%)	水道施設(36箇所) (13.6%)	若井グリーンセンター (6.5%)	80.0%
A重油使用量 (L)	ゆとりーむ (72.8%)	デイサービスセンター 緑林荘 (12.3%)	デイサービスセンター 百年荘 (8.9%)	6.1%
灯油使用量 (L)	クリーンセンター銀河 (53.7%)	四万十町斎場 (22.5%)	道の駅あぐり窪川 (17.6%)	5.0%
LPガス使用量 (m ³)	特別養護老人ホーム 窪川荘 (27.9%)	特別養護老人ホーム 四万十荘 (21.5%)	道の駅あぐり窪川 (9.0%)	4.7%

第3章 温室効果ガス排出量の現状

2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況

- ▶ 2024(R6)年度の施設別の排出量としては、クリーンセンター銀河(廃棄物処理施設)が743t-CO₂(13.0%)、水道施設(36箇所)が636t-CO₂(11.2%)、ゆとりーむ(温泉施設)が420t-CO₂(7.4%)となっています。
- ▶ 上位10施設で排出量の56.0%を占めています。

施設別排出量 



施設	施設所管課	排出量(t-CO ₂)
クリーンセンター銀河	環境水道課	743
水道施設(36カ所)	環境水道課	636
ゆとりーむ	にぎわい創出課	420
若井グリーンセンター	環境水道課	303
本庁舎	総務課	264
特別養護老人ホーム窪川荘	特別養護老人ホーム窪川荘	223
特別養護老人ホーム四万十荘	特別養護老人ホーム四万十荘	194
窪川四万十会館	生涯学習課	149
窪川学校給食センター	学校教育課	140
十和高齢者生活福祉センター	十和町民生活課	117
上位10施設(合計)		3,190
総排出量		5,701
上位10施設が総排出量に占める割合		56.0%

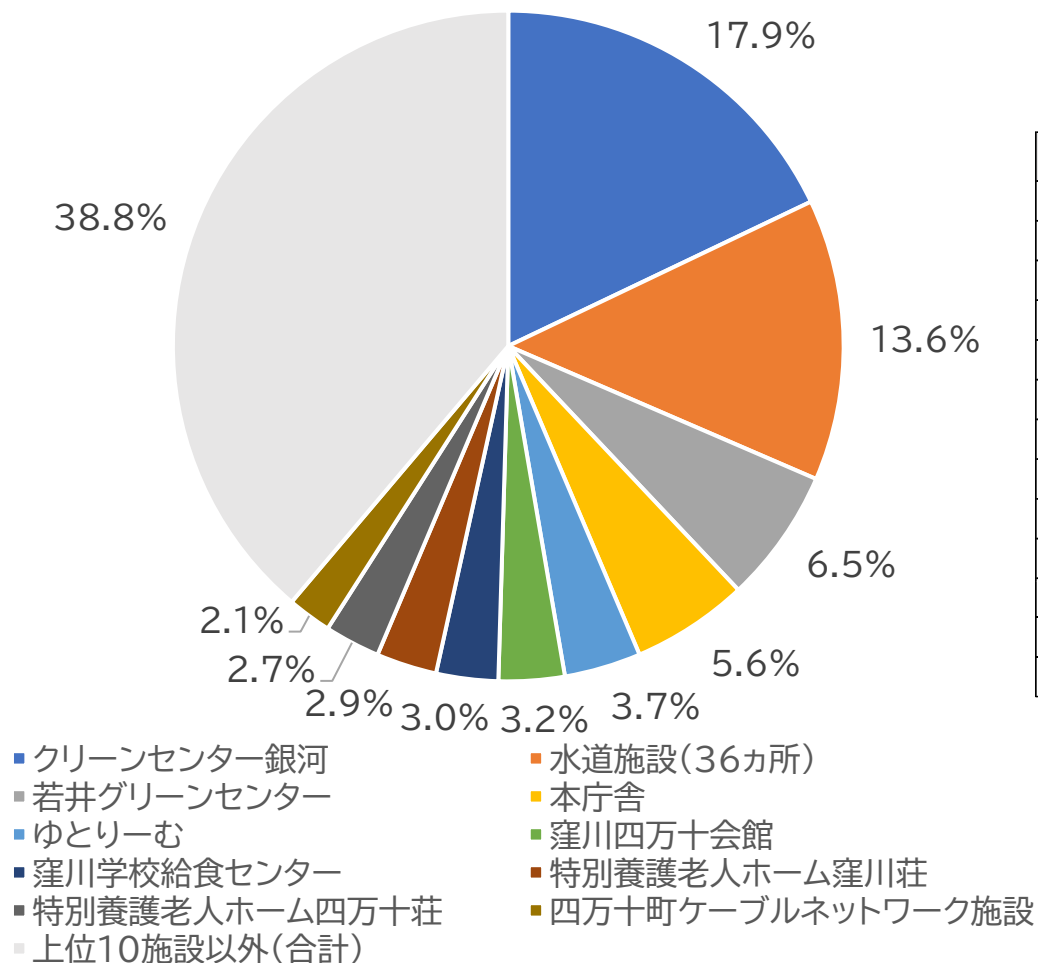
※表中の青いバーは排出量・使用量等の最大値で最も長く表示され、2番目以降は最大値に対する割合に対応した長さとなっています。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況(電力使用量)

- ▶ 2024(R6)年度の施設での電力使用量は10,459,645kWhであり、事務事業における二酸化炭素排出量の80.0%を占めます。
- ▶ 施設別の電力使用量としては、クリーンセンター銀河(廃棄物処理施設)が1,874,094kWh(17.9%)、水道施設(36箇所)が1,419,615kWh(13.6%)、若井グリーンセンター(汚泥再生処理施設)が677,137kWh(6.5%)と、特に年間の稼働日数の多い施設での使用量が多くなっています。
- ▶ また、上位10施設で電力使用量の61.2%を占めています。

施設別電力使用量 ⚡



施設	施設所管課	使用量(kWh)
クリーンセンター銀河	環境水道課	1,874,094
水道施設(36カ所)	環境水道課	1,419,615
若井グリーンセンター	環境水道課	677,137
本庁舎	総務課	589,554
ゆとりーむ	にぎわい創出課	386,467
窪川四万十会館	生涯学習課	332,556
窪川学校給食センター	学校教育課	312,511
特別養護老人ホーム窪川荘	特別養護老人ホーム窪川荘	305,043
特別養護老人ホーム四万十荘	特別養護老人ホーム四万十荘	279,933
四万十町ケーブルネットワーク施設	企画課	222,253
上位10施設(合計)		6,399,163
総使用量		10,459,645
上位10施設が総使用量に占める割合		61.2%

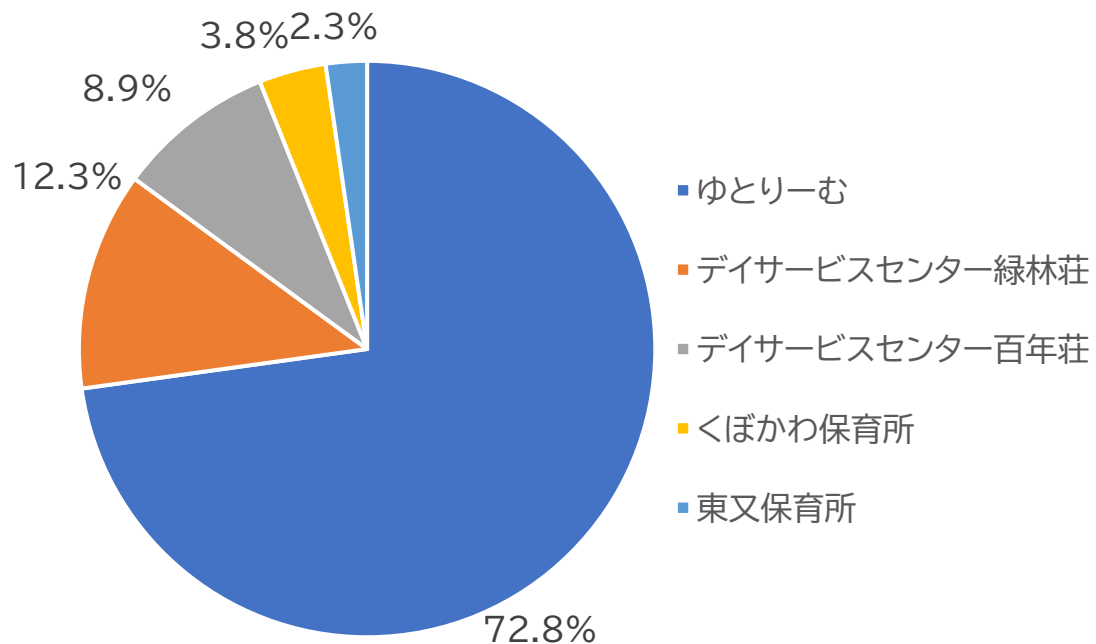
※表中の青いバーは排出量・使用量等の最大値で最も長く表示され、2番目以降は最大値に対する割合に対応した長さとなっています。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況(A重油使用量)

- ▶ 2024(R6)年度の施設でのA重油使用量は124,845L(5施設のみ)であり、事務事業における二酸化炭素排出量の6.1%を占めます。
- ▶ 施設別のA重油使用量としては、ゆとりーむが90,895L(72.8%)、デイサービスセンター緑林荘が15,300L(12.3%)、デイサービスセンター百年荘が11,070L(8.9%)となっています。
- ▶ この上位3施設でA重油使用量の93.9%を占めています。

施設別A重油使用量



施設	施設所管課	使用量(L)
ゆとりーむ	にぎわい創出課	90,895
デイサービスセンター緑林荘	高齢者支援課	15,300
デイサービスセンター百年荘	大正町民生活課	11,070
くぼかわ保育所	生涯学習課	4,700
東又保育所	生涯学習課	2,880

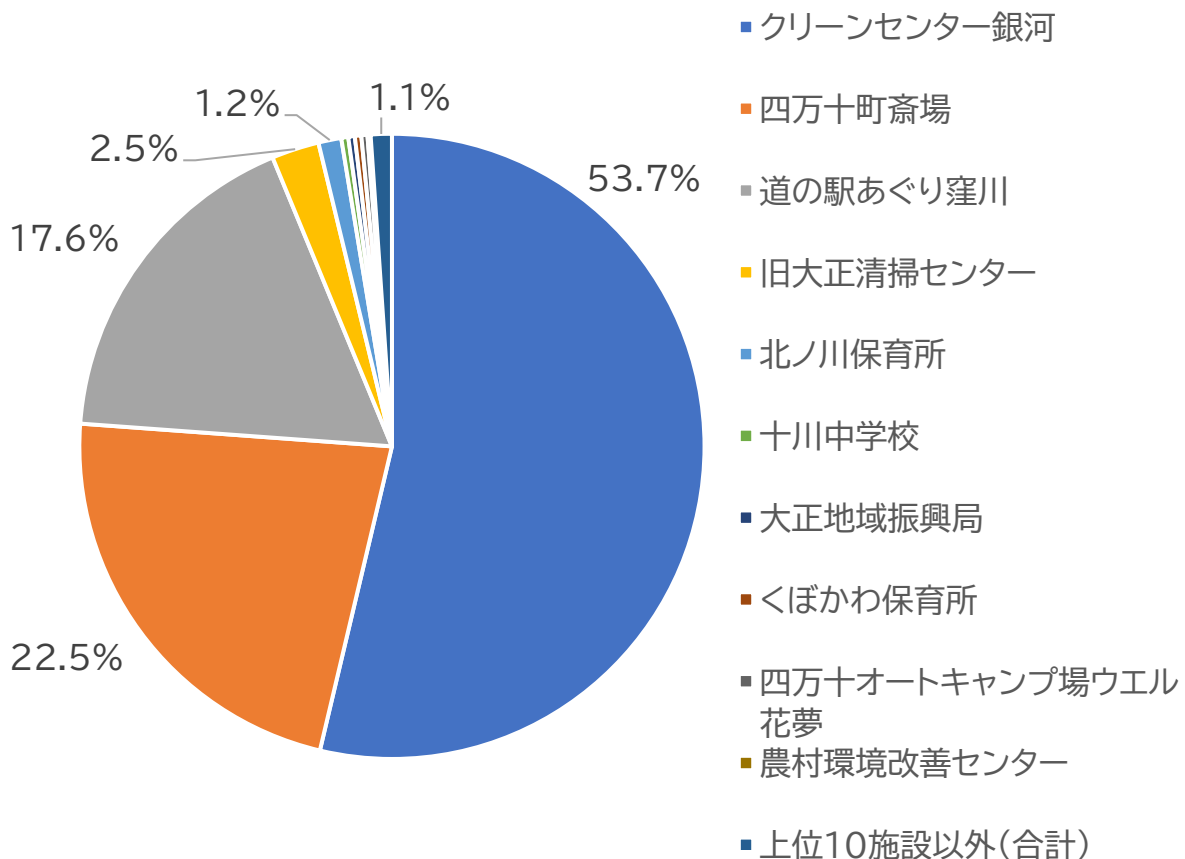
※表中の青いバーは排出量・使用量等の最大値で最も長く表示され、2番目以降は最大値に対する割合に対応した長さとなっています。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況(灯油使用量)

- ▶ 2024(R6)年度の施設での灯油使用量は111,323Lであり、事務事業における二酸化炭素排出量の5.0%を占めます。
- ▶ 施設別の灯油使用量としては、クリーンセンター銀河が59,786L(53.7%)、四万十町斎場が25,000L(22.5%)、道の駅めぐり窪川が19,593L(17.6%)となっています。この上位3施設で灯油使用量の93.8%を占めています。
- ▶ また、上位10施設で98.9%の灯油使用量を占めています。

施設別灯油使用量



施設	施設所管課	使用量(L)
クリーンセンター銀河	環境水道課	59,786
四万十町斎場	環境水道課	25,000
道の駅めぐり窪川	農林水産課	19,593
旧大正清掃センター	大正町民生活課	2,733
北ノ川保育所	大正町民生活課	1,321
十川中学校	学校教育課	400
大正地域振興局	大正地域振興課	376
くぼかわ保育所	生涯学習課	371
四万十オートキャンプ場ウエル花夢	大正地域振興課	350
農村環境改善センター	人材育成推進センター	180
上位10施設(合計)		110,110
総使用量		111,323
上位10施設が総使用量に占める割合		98.9%
上位3施設が総使用量に占める割合		93.8%

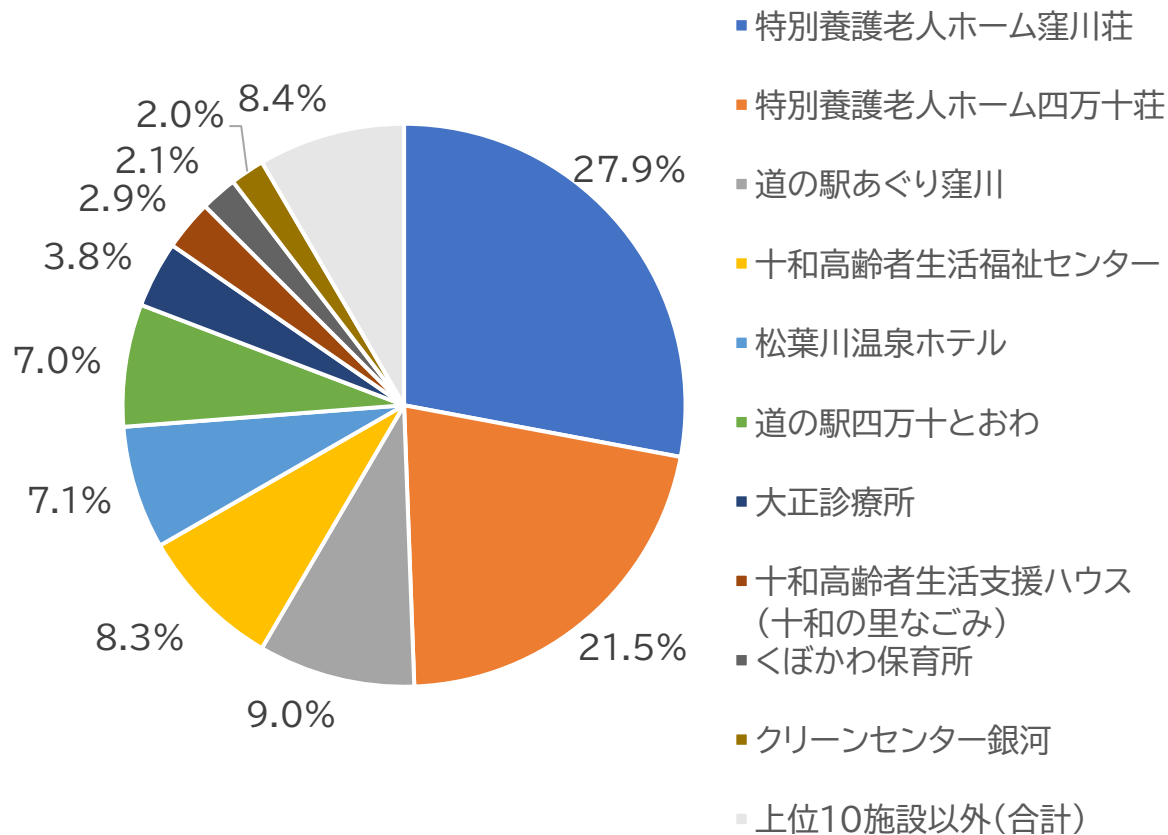
※表中の青いバーは排出量・使用量等の最大値で最も長く表示され、2番目以降は最大値に対する割合に対応した長さとなっています。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況(LPガス使用量)

- ▶ 2024(R6)年度の施設でのLPガス使用量は39,753m³であり、事務事業における二酸化炭素排出量の4.7%を占めます。
- ▶ 施設別のLPガス使用量としては、特別養護老人ホーム窪川荘が11,108m³(27.9%)、特別養護老人ホーム四万十荘が8,538m³(21.5%)、道の駅あぐり窪川が3,581m³(9.0%)となっています。
- ▶ また、上位10施設でLPガス使用量の91.6%を占めています。

施設別LPガス 




施設	施設所管課	使用量(m ³)
特別養護老人ホーム窪川荘	特別養護老人ホーム窪川荘	11,108
特別養護老人ホーム四万十荘	特別養護老人ホーム四万十荘	8,538
道の駅あぐり窪川	農林水産課	3,581
十和高齢者生活福祉センター	十和町民生活課	3,287
松葉川温泉ホテル	にぎわい創出課	2,815
道の駅四万十とおわ	十和地域振興課	2,793
大正診療所	大正診療所	1,514
十和高齢者生活支援ハウス(十和の里なごみ)	十和町民生活課	1,150
くぼかわ保育所	生涯学習課	837
クリーンセンター銀河	環境水道課	783
上位10施設(合計)		36,405
総使用量		39,753
上位10施設が総使用量に占める割合		91.6%

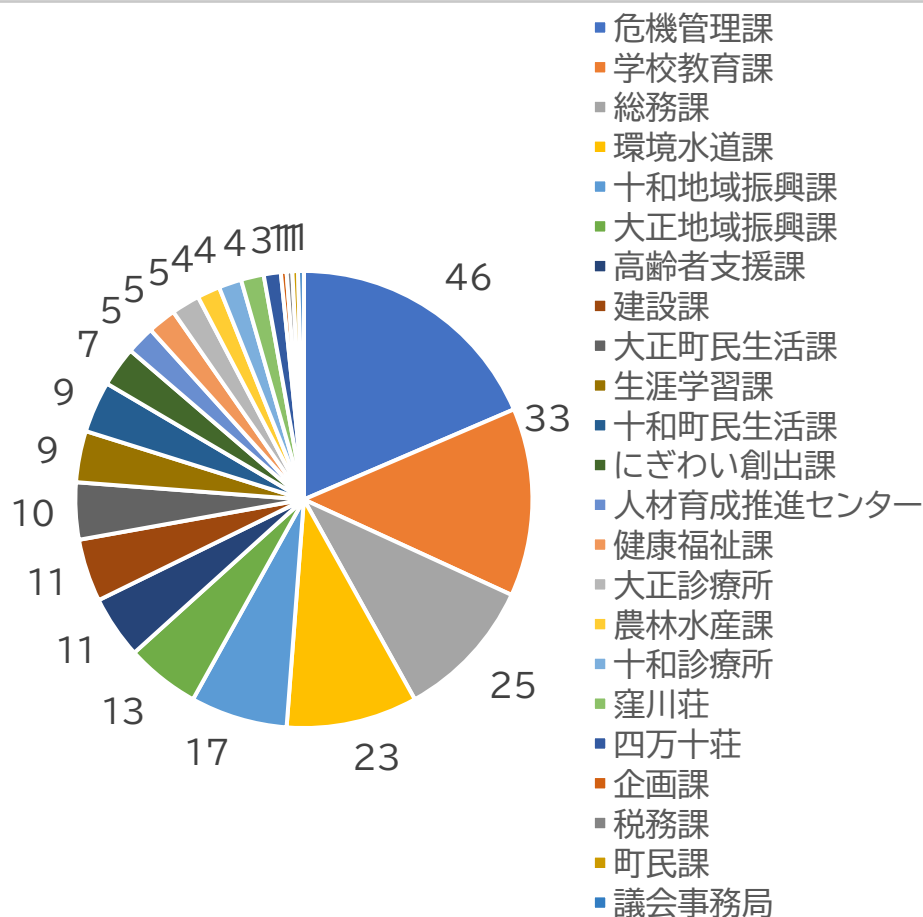
※表中の青いバーは排出量・使用量等の最大値で最も長く表示され、2番目以降は最大値に対する割合に対応した長さとなっています。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

2. 所属別・施設別の温室効果ガス排出等の状況(ガソリン・軽油)

- ▶ 2024(R6)年度の公用車燃料使用量は、ガソリンが70,366L、軽油が49,609Lとなっています。また、公用車のうち、電気自動車(EV)は4台、ハイブリッド車(HV)は11台で、電動車は合計15台となっています。
- ▶ 公用車の所有台数は、危機管理課が46台(うち42台が消防車等の特殊用途車)で最も多くなっています。次いで、学校教育課が33台(スクールバス・給食配送車を含む)となっており、その内13台が貨物車、定員10名以下の普通・小型乗用車となっています。その次が各課の職員が利用する公用車を集中管理している総務課の25台、さらに環境水道課の23台(その内、18台がパッカー車等の特殊用途車)となっています。

所管別公用車台数及びガソリン・軽油使用量 



所管課	合計 (台)	公用車燃料使用量(L)				草刈り等での使用量(L)			
		電気	ガソリン(HV)	ガソリン	軽油	ガソリン	軽油		
危機管理課	46	0	1	13	32	387	0	0	0
学校教育課	33	0	0	22	11	7,189	3,193	0	0
総務課	25	2	6	16	1	17,091	46	0	0
環境水道課	23	1	0	4	18	1,650	33,712	0	40
十和地域振興課	17	0	1	13	3	6,070	3,769	110	0
大正地域振興課	13	0	1	9	3	5,709	1,471	0	0
高齢者支援課	11	0	0	11	0	4,693	0	0	0
建設課	11	0	0	9	2	3,391	1,086	0	60
大正町民生活課	10	0	0	9	1	1,259	6	0	0
生涯学習課	9	0	0	4	5	2,335	2,242	0	0
十和町民生活課	9	0	0	6	3	3,000	2,669	0	490
にぎわい創出課	7	0	0	7	0	4,016	0	0	0
人材育成推進センター	5	0	1	4	0	1,971	0	0	0
健康福祉課	5	0	1	3	1	1,229	0	0	0
大正診療所	5	0	0	4	1	1,734	1,416	0	0
農林水産課	4	0	0	4	0	1,637	0	0	0
十和診療所	4	1	0	3	0	2,263	0	0	0
窪川荘	4	0	0	4	0	1,989	0	0	0
四万十荘	3	0	0	3	0	1,582	0	0	0
企画課	1	0	0	1	0	266	0	0	0
税務課	1	0	0	1	0	546	0	0	0
町民課	1	0	0	1	0	66	0	0	0
議会事務局	1	0	0	1	0	294	0	0	0
会計管理室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	248	4	11	152	81	70,366	49,609	110	590

※消防車等のガソリン・軽油使用量は不明

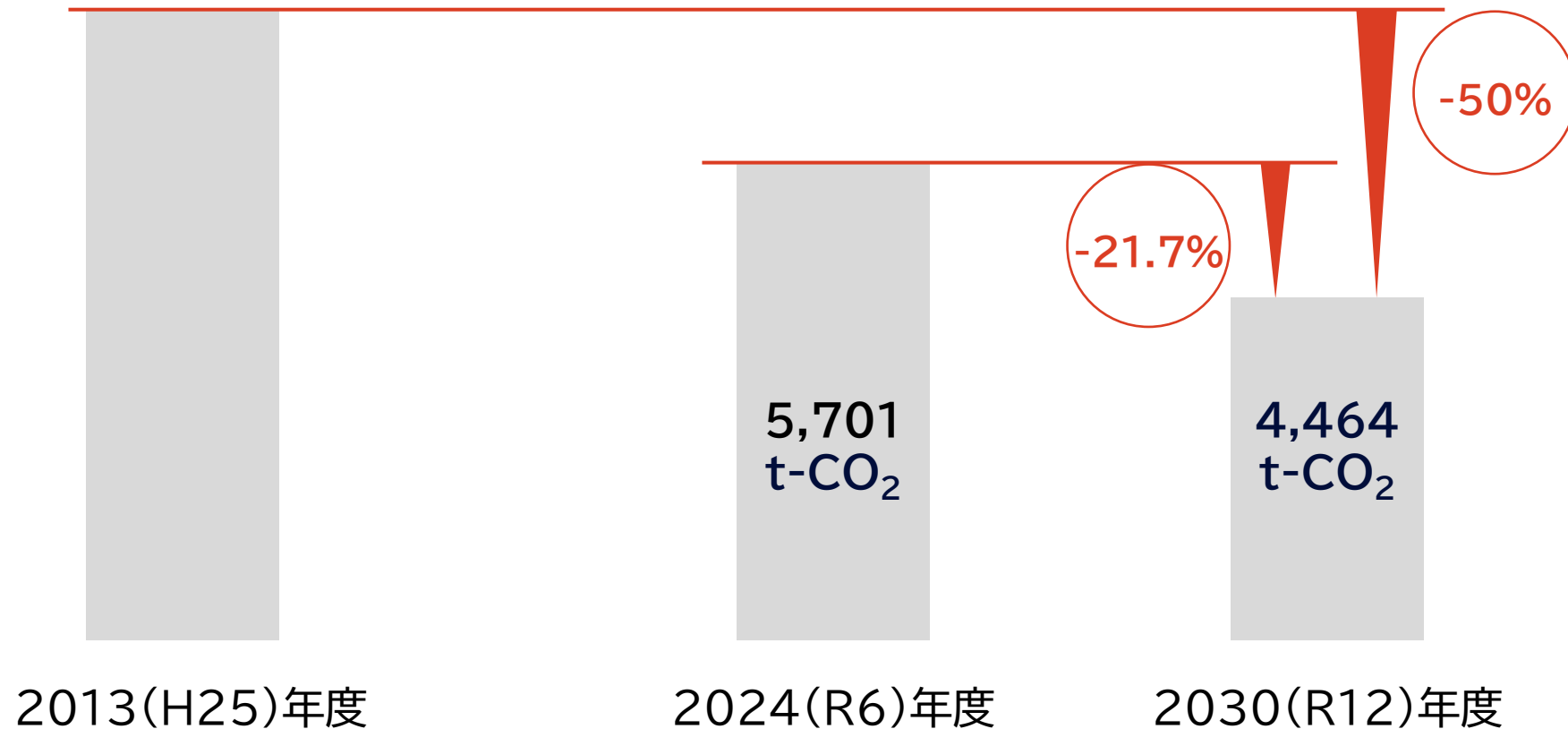
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 事務事業編における温室効果ガスの削減目標

- ▶ 本町の事務事業編における2030(R12)年度の削減目標については、「2024(R6)年度比21.7%削減」(平均年削減率(前年度比▲約4%))の達成を目指します。
- ▶ これは政府実行計画の削減目標である「基準年度(2013(H25)年度)比50%削減」と整合を取った目標値としています。

温室効果ガス排出量の削減目標

2024(R6)年度比21.7%削減



第5章 目標達成に向けた取組

基本方針

- ▶ 本計画の目標達成に向け、以下の基本方針のもと、取組を進めていきます。

基本方針

1. 徹底的な省エネルギーの推進	町有施設における照明のLED化や高効率空調の導入等を通じ、エネルギー消費量の削減を図ります。
2. 町有施設への再生可能エネルギーの導入拡大	町有施設への更なる太陽光発電設備の導入等により、事務事業における脱炭素を目指します。
3. 移動の脱炭素化の推進	公用車の電動化やエコドライブ推進により、移動に伴う温室効果ガス排出量削減を図ります。
4. 職員による環境マネジメントの推進	省エネ行動の徹底、環境配慮イベントの実施等、職員一人ひとりが環境意識を持ち、率先して環境負荷低減に取り組みます。

1. 徹底的な省エネルギーの推進

1-1. 照明のLED化

- ▶ 経済性の高い施設から順次、照明のLED化を進めます。
廃止予定の施設等を除き、原則すべての町有施設の照明をLEDに更新します。
- ▶ 防犯灯のLED化を継続して進めます。

仮に全ての施設で100%LED化を達成した場合、
11.3%の削減が見込まれます!!

1-2. 省エネ設備の導入

- ▶ 町有施設の改修・設備更新時には、高効率空調等、省エネ効果の高い設備を積極的に導入します。
- ▶ また、蓄電池をはじめ「見える化」や「最適制御」などのエネルギーマネジメントの導入を合わせて検討することで、災害時への備えやコスト削減、エネルギーの有効利用を促進します。

第5章 目標達成に向けた取組

1. 徹底的な省エネルギーの推進

1-3. 建築物の徹底的な省エネ化

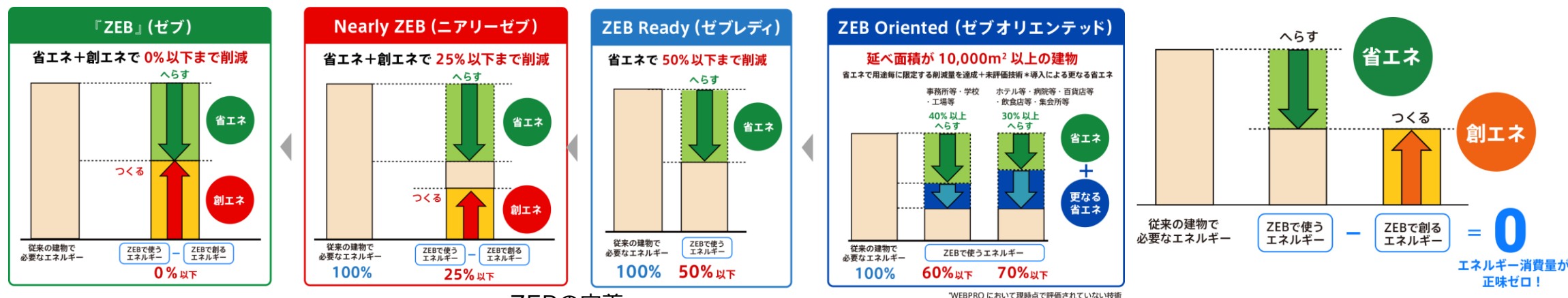
- ▶ 町有施設の新築においては、原則、新築建築物の平均でZEB Ready相当を目指します。また、中間管理住宅等の改修の際は、断熱性能の向上や省エネ性能の高い機器の導入を図ります。
- ▶ また、町有施設の整備等においては、町内産木材の積極的な利用を図ります。

ZEB

ZEB(ゼブ)とは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

光熱費の削減、適温を維持しやすくなることによる快適性・生産性の向上、不動産価値の向上や、町有施設においては災害時の事業継続性の確保や避難所としての機能向上など、様々なメリットが生まれます。

国土交通省では、建築省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)において、2026(R8)年4月より省エネ基準の引き上げを予定しています。さらに、遅くとも2030(R12)年度までに、建築物の省エネ基準をZEB基準に引き上げることとしており、新築・建替・大規模改修においては計画的な検討が必要となります。



ZEBの定義
(4段階のZEB)

ZEB達成のイメージ

第5章 目標達成に向けた取組

2. 町有施設への再生可能エネルギーの導入拡大

2-1.再生可能エネルギー設備の導入

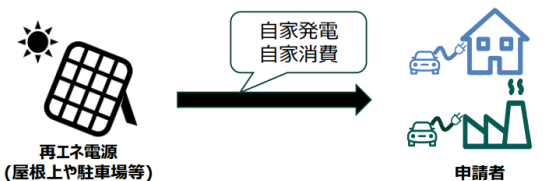
- ▶ 本町では、これまで25施設に498.3kWの太陽光発電設備を導入してきました(2025(R7)年11月時点)。
- ▶ 引き続き、電力需要量が多い施設や避難所など町民生活に関連の深い施設を中心に、PPAモデル・リース等の手法により民間資金も活用しながら、町有施設等への太陽光発電設備の導入を進めます。また、避難所等については蓄電池の導入も合わせて検討します。これにより、設置可能な町有施設の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
- ▶ さらに、太陽光発電設備だけでなく、福祉施設や温泉施設への太陽熱利用設備やバイオマスボイラーの導入等、多様な再生可能エネルギーの導入を検討します。

2-2.ゼロカーボン電力の調達

- ▶ 本町の事務事業にかかる温室効果ガス排出量の大部分が電力に由来するものであることから、排出係数(電力1kWhの利用あたりの温室効果ガスの排出量を示す値)が低い電力の調達を進める必要があります。
- ▶ 本庁舎等において、調達する電力の60%をゼロカーボン電力からの調達を目指します。具体的には、【手法1】自家発電(公共施設への再生可能エネルギーの導入)、【手法2】再エネ電力メニューの購入(再生可能エネルギー比率の高い電力メニューの選択)等により、調達を進めます。

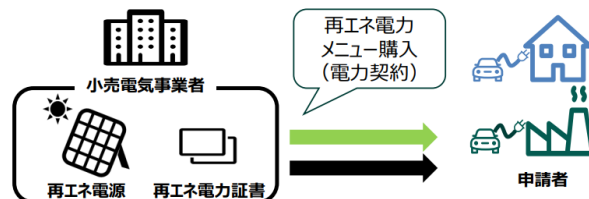
【手法1】 自家発電

再エネ電源を専用線等で接続し、直接的に再エネ電力を調達。



【手法2】おすすめ 再エネ電力メニューの購入

小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入。



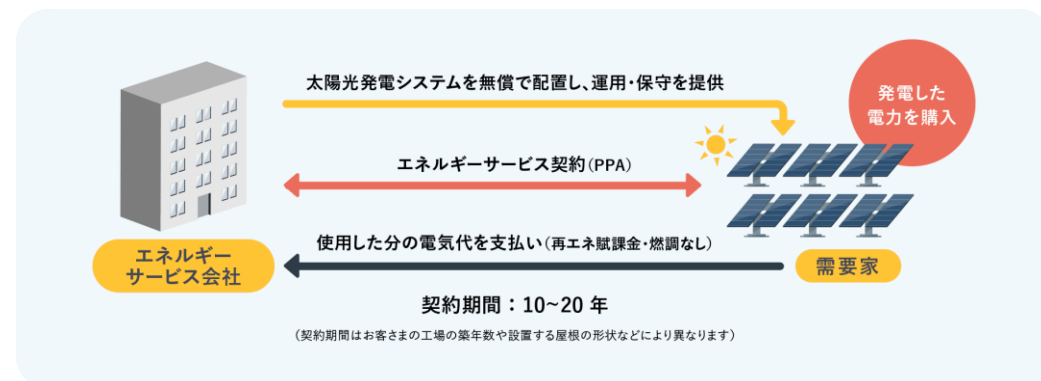
需要家の「再エネ100%電力調達」の方法

※出典:「再エネ100%電力調達」要件の解説(環境省)より一部抜粋

PPAとは

PPAとは、Power Purchase Agreement(電力購入契約)の頭文字を取った略称です。これは、PPA事業者が、電力使用者(施設保有者)の屋根などに設置費用を全額負担して太陽光発電設備を設置し(➡)、そこで発電された電気を、使用者に対して有償で提供する(⬅)仕組みです。

この方式は、電力使用者にとっては、初期投資なしで再エネ由来の電気を利用でき、太陽光発電設備自体は事業者が所有することから、「第三者所有モデル」とも呼ばれています。



※出典:再エネスタート(環境省)

第5章 目標達成に向けた取組

3. 移動の脱炭素化の推進

3-1. 公用車の電動化

- ▶ 公用車の台数の最適化を進めます。
- ▶ 代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車の更新・新規導入に当たっては、電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)を導入し、全て電動車とします。
- ▶ 災害時、電気自動車を避難施設等で、スマホ充電等に利用できる「動く蓄電池」として活用します。

3-2. エコドライブ等の推進

- ▶ 無駄なアイドリングを控える等、エコドライブを推進します。
- ▶ 公共交通機関を積極的に利用し、近距離の移動については、可能な限り徒歩又は自転車の使用に努めます。

エコドライブの推進

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”です。また、エコドライブは、交通事故の削減につながり、燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転ともなります。

<エコドライブ10のすすめ>

- ①自分の(車の)燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう



※出典:エコドライブ10のすすめ(環境省)

第5章 目標達成に向けた取組

4. 職員による環境マネジメントの推進

4-1. 省エネルギーに関する取組

4-1-1. 照明に関する取組

- ▶ 勤務時間前や昼休みは、業務に支障のない範囲で消灯を実施します。
- ▶ 照明の点灯箇所を明確化し、不要な照明の消灯を徹底します。また、廊下等の共有部分の照明は、支障のない範囲で消灯するとともに、断続的に使用する部屋の照明は、使用後の消灯を徹底します。
- ▶ 時間外勤務を行う場合、必要箇所以外の消灯を徹底します。

4-1-2. OA機器に関する取組

- ▶ パソコン・コピー機の省電力モードを活用します。

4-1-3. 空調に関する取組

- ▶ 快適さを考慮の上、夏季の冷房は28℃・冬季の暖房は20℃に設定します。また、冷暖房効率を高めるため、ブラインドの活用による断熱・遮熱対策を実施します。
- ▶ 空調の適温管理に対応したクールビズ・ウォームビズを推奨します。
- ▶ 断続的に使用する部屋の冷暖房機器は、使用後の運転停止を徹底します。また、休日出勤時の冷暖房の使用は極力控えます。
- ▶ エアコンのフィルター掃除を定期的実施します。

4-1-4. グリーン購入の推進

- ▶ エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが表示されている環境負荷の少ない製品の購入に努めます。
- ▶ また、物品の使用合理化や運用改善による購入量の縮減にも努めます。

4-1-5. 節水の推進

- ▶ 本庁舎では雨水をトイレ洗浄水として有効活用します。
- ▶ 水道使用時には無駄な流水を防ぐ等節水に努めます。

第5章 目標達成に向けた取組

4. 職員による環境マネジメントの推進

4-1-6.用紙使用量の削減

- ▶ 両面コピー・両面印刷・縮小コピーの実施や使用済み用紙の裏面使用を徹底します。
- ▶ ミスコピーを防止するために、コピー機使用時には設定等を確認します。
- ▶ コピー・印刷部数を把握し、必要最小限のコピー・印刷に努めます。
- ▶ 庁内の連絡にはグループウェアを活用し、ペーパーレス化を推進します。

4-1-7.その他

- ▶ エレベーターの利用は、来庁者や荷物の運搬用を優先とし、職員は可能な限り階段を利用します。
- ▶ ノー残業デーを徹底します。

4-2.ごみの減量・省資源に関する取組

4-2-1.ごみの減量・省資源の推進

- ▶ 庁内ごみの3R(リデュース・リユース・リサイクル)に積極的に取り組みます。また、リサイクル可能な消耗品を優先的に購入します。
- ▶ イベント等から排出されるごみの減量・資源化に努めます。
- ▶ 町有財産の定期点検・整備・修繕等により長期使用に努めます。
- ▶ 町域全体への意識啓発に努め、ごみの資源化に対する自主的な行動を促進するとともに、分別の徹底等により、ごみの資源化を促進します。

4-2-2.公共事業に伴う廃棄物排出量の削減

- ▶ 町の行う公共事業による建設廃棄物の適正処理を徹底します。

4-3.四万十町公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等

- ▶ 公共施設の供給について、施設の性能・機能や将来的な需要などを踏まえて保有施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編・処分等を行うことにより総量の縮減を図ります。
- ▶ 有効活用されていない施設については、将来的な需要も視野に入れながら、用途変更や複合化など施設の再配置を進めます。

第6章 計画の進捗管理

1. 進捗管理体制

- ▶ 本計画の効果的な推進にあたっては、職員一人ひとりの取組を促進するほか、進捗状況を把握・管理し、取組の評価や点検を行い、必要に応じて計画を見直していく進捗管理が重要です。
- ▶ このことを踏まえ、各課等の地球温暖化対策活動推進委員から構成される「四万十町地球温暖化対策活動推進委員会」(事務局:環境水道課)において、本計画の進捗状況を適宜確認し、計画(Plan)⇒実践(Do)⇒点検(Check)⇒見直し(Action)というPDCAサイクルを回します。
- ▶ また、国や高知県の動向を踏まえ、必要に応じて計画を改訂します。



○四万十町地球温暖化対策活動推進委員会設置要綱

平成22年4月8日告示第36号

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づく四万十町地球温暖化対策実行計画(以下「計画」という。)を策定し、当該計画に基づく取り組みを推進するため、四万十町地球温暖化対策活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 進捗状況の公表

- ▶ 地球温暖化対策推進法第21条第16項に基づき、毎年1回、本計画の取組内容や進捗状況、目標の達成度合い等の実施状況について、町HP等で公表します。